

バリアフリー法の改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律が、令和3年4月1日（一部の規定は令和2年6月19日施行）に施行されます。改正後のバリアフリー法の概要は、以下のとおりです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

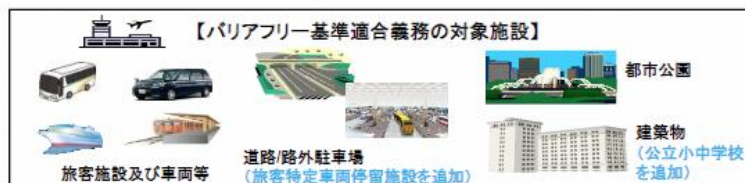
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

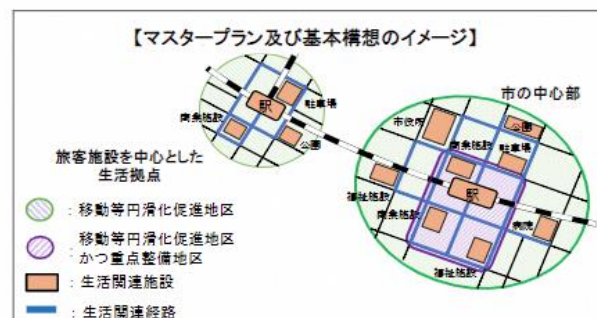
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



マスタープランに「心のバリアフリー」に関する事項を記載します。

また、今後策定予定の地区別の基本構想の検討において「教育啓発特定事業」の位置付等を関係部署等と調整していきます。

5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

出典：国交省資料

国民に向けた広報啓発の取組推進

市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携)(主務大臣に文科大臣を追加)



- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業(例)

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



教育啓発特定事業(例)

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験



当事者講師によるセミナー

出典：国交省資料

公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化



○公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設

- 公共交通事業者等は、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準※）を遵守しなければならないこととする。

※スロープ板の適切な操作、適切な明るさの確保等

○交通結節点における移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設

- 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し、ハード・ソフト（旅客施設、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととする。

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成三十年五月十七日参議院国土交通委員会）

三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。

出典：国交省資料

バリアフリー基準適合義務の対象拡大

■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

公共交通事業者等

※その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象



鉄道事業者



路線バス事業者（定期運行）



貸切バス事業者



一般旅客定期航路事業者



本邦航空運送事業者



軌道経営者

車椅子対応型の
車両を導入する際
に、ハードの基準
適合を義務付け



タクシー事業者



旅客不定期航路事業者
（遊覧船等）



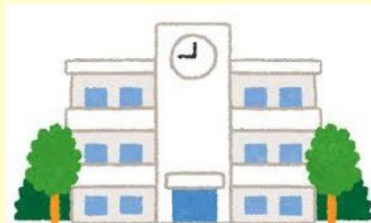
航空旅客ターミナル管理者

建築物

特別特定建築物（2,000㎡以上）
（特別支援学校、病院、店舗、ホテル等）



特別特定建築物に公立小中学校を追加



道路

特定道路
（移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通
大臣が指定）



旅客特定車両停留施設
（バス等の旅客の乗降のための道路施設）



公園施設

特定公園施設
（都市公園内の園路、広場、
休憩所、駐車場、便所等）

路外駐車場

特定路外駐車場
（500㎡以上の駐車料金を
徴収する路外駐車場）